

## 研究活動の不正行為への対応について

水産総合研究・教育機構（以下、機構）では、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日）を踏まえた「国立研究開発法人水産研究・教育機構における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を策定し、研究活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）に適切に対応することとしています。

また、機構の研究資金を外部研究機関に提供して行われた研究について、研究活動の不正行為があった場合についても、本規程をもって対応することとしています。

なお、本規程に基づき、以下のとおり不正行為の告発に係わる相談窓口を設置しています。

### 【告発に係わる相談窓口】

国立研究開発法人水産研究・教育機構研究推進部研究支援課

〒220-6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15階

直通電話045-227-2681

\* 電話による受付時間は、平日 9時30分～12時00分

13時00分～18時00分 です

### （告発等に関する留意事項）

告発にあたっては、まず相談窓口にご連絡下さい（ただし電話相談によって告発が受理された訳ではありませんのでご承知下さい）。相談された以降、告発する場合には、書面（規程様式1）、電話、面談等の方法によることができますが、告発内容に誤りが生じないよう書面の作成をお願いする場合があります。また、告発を受け付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正と判断した科学的合理的理由、使用された研究資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。

また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等があり得ます。